



KENPO  
DAYORI

# 健保だより

西武健保ホームページからご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp

No.1023

2016.3.24

西武健康保険組合



## 平成28年4月以降の健康保険制度の改正について

平成28年4月以降、健康保険制度はさまざまな改正が予定されています。今回の改正では、皆さんの負担増につながる内容が盛り込まれています。限りある医療費を有効活用するためにも、日ごろから疾病予防や適正受診を心掛けましょう。改正内容は下記のとおりです。

平成28年4月から

### 標準報酬月額が3等級追加されます

毎月の保険料の計算の基礎となる標準報酬月額が、現行の47等級の上に3等級追加されて「50等級」となり、上限額も引き上げられます。

### 標準賞与額の上限額が引き上げられます

標準賞与額の上限が、これまで年度累計で「540万円」でしたが、「573万円」に引き上げられます。

### 紹介状なしで大病院を受診した際の定額負担が導入されます

紹介状を持たずに大病院を受診した場合、初診料とは別に、一定額の自己負担（初診5,000円以上・再診2,500円以上）が義務づけられます。

難しい手術や高度先進医療を行う「特定機能病院」や病床数が500床以上の「大病院」と、通常の診療を行う「診療所等」との役割分担をさらに促進するためです。

### 入院時の食事代が引き上げられます

入院時の食事代の患者負担額（1食当たり）が260円から360円に引き上げられます。なお、平成30年度からは460円に引き上げられる予定です。ただし、低所得者と難病および小児慢性特定疾病の医療証等をお持ちの方については現行どおりに据え置かれます。また、平成28年4月1日時点で1年を超えて精神病棟に入院している患者についても、経過措置として据え置かれます。

## 「患者申出療養」が創設されます

これまでの健康保険では、国内未承認の医薬品を使用したり、保険が適用されない医療を受けたときは、保険適用される医療を含め、医療費の全額が自己負担となっていました。しかし、この「患者申出療養」の条件を満たしていれば、保険が適用される医療については保険診療となります。

## 傷病手当金・出産手当金の算定方法が変わります

現在、傷病や出産により就業することができない場合、手当金として1日につき「標準報酬月額÷30の3分の2」相当額が支給されていますが、支給額の適正化を図るため算定方法が「支給開始月を含む直近12ヵ月の標準報酬月額の平均額÷30の3分の2」に変更されます。

ただし、被保険者期間が12ヵ月に満たない場合の1日当たりの手当金は、

- ① 支給開始月以前の「被保険者期間の平均標準報酬月額÷30の3分の2」
- ② 支給開始日の属する年度の「前年度の9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額÷30の3分の2」

のいずれか低いほうとなります。

## 「傷病手当金・傷病手当付加金」と「出産手当金」の差額が支給されます

現在、「傷病手当金・傷病手当付加金」と「出産手当金」が同時に支給対象となった場合には、「出産手当金」が優先されるため、「傷病手当金・傷病手当付加金」は支給されませんでした。改正後は「傷病手当金・傷病手当付加金」が「出産手当金」を上回る金額であれば、その差額を支給します。

## 海外療養費支給申請時に必要な提出書類に下記の2書類が追加されます

- ① パスポート、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し。
- ② 当組合が海外療養の内容について、海外の医療機関等に照会を行うことに関して海外療養を受けた方の同意書。

(同意書は「海外療養費請求書」に同意書欄を設けますので、その欄に署名・押印をしてください)

平成28年10月から



## 扶養認定について、「兄弟」の同居要件がなくなります

被保険者の兄弟を被扶養者とする場合、収入要件以外に同居していることが条件となっていたですが、改正後は収入要件を満たしていれば被保険者と別居していても被扶養者とすることができます。

## 短時間労働者（パート・アルバイト）の健康保険および厚生年金の加入が義務付けられます

### 適用拡大の要件

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
- ② 月額賃金88,000円以上であること。
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 従業員501人以上の事業所（会社）であること。

上記の5要件をすべて満たす短時間労働者（パート・アルバイト）について加入が義務付けられますので、健康保険組合では「被保険者証」の発行対象者となります。

問い合わせ先：西武健康保険組合 保険給付課  
☎04-2926-3876



少しでも医療費の負担を軽減するために、自分でできることってあるかしら？

「かかりつけ医」をもつことを強くおすすめします。

「かかりつけ医」のメリットは、

- ・大病院とくらべて待ち時間が短い
- ・じっくり診察してくれる
- ・本来は予約が必要な検査もすぐにできることが多い
- ・食事や運動など日常の健康管理のアドバイスがもらえる

などのほかに、より大きく専門的な病院での診療が必要となる場合は“紹介状”を書いてもらえることにあります。そうすると「紹介状あり」となり、定額負担は不要になりますよ。



あと、医療費を軽減するためには、「ジェネリック医薬品」を利用するのもひとつの手です。

「ジェネリック医薬品」は“後発医薬品”とも言い、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に他のメーカーによって同じ有効成分で製造・販売される薬で、新薬にくらべて3～5割程安く価格設定されています。

※ただし、症状や薬の種類によってはジェネリック医薬品が使えないこともあるので、医師や薬剤師の相談して、必ずその指示に従ってください。



最後に、『西武健保ハロー健康相談24』のご利用も、 unnecessary 医療負担を避けるためのひとつの手段です。セカンドオピニオンサービスや24時間電話健康相談などを無料でやっているの、ムダのない適切な治療法の選択につなげることができます。

ココロとカラダのことで不安があれば、お気軽にご利用ください。

**0120-24-9569**

※お名前と年齢を告げてご利用ください。

一緒につくろう、みんなの健康



保存年月日：2016年10月31日